

# 入札参加資格審査システムに係る共通化推進方針

令和7年6月2日決定

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「入札参加資格審査システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

## 1. 業務・システム名

入札参加資格審査システム

## 2. 共通化の方法

### (1) 共通化すべき業務・システム

#### ア. 現状

##### (ア) 業務の実態

入札参加資格審査申請に関する具体の手續については、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがなく、各地方公共団体において個別に定めており、地方公共団体は、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、地域の中小事業者をはじめとする様々な事業者の競争への参加機会を確保しながら、入札・契約を行うことができるようになっている。

一方で、その結果として、地方公共団体の入札参加資格審査申請手續の申請等の項目や手續方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、デジタル化の進捗も地方公共団体ごとに異なっており、全国的には十分に進んでいない。これにより、例えば、複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる申請項目・申請方法等により、紙媒体で個別に申請する必要があるなど、申請に係る事務負担が大きくなっている。また、地方公共団体においても、多数の事業者について紙媒体で審査を行い、事業者情報をシステムに入力する必要があるなど、事務負担が大きくなっている。

##### (イ) システムの導入状況

入札参加資格申請手續に係るシステム整備等による電子化・オンライン化の状況は、令和6年3月時点で、都道府県は、物品・役務が72.3%、市区町村は、物品・役務が31.5%、となっている。

## イ. 共通化後の姿

「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」(以下、「実務検討会」という。)<sup>1</sup>において、総論として、

- ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化を進める一方で、その申請システムを都道府県ごとに並立させることが、地方公共団体における申請の受付・審査に係る事務処理上、必ずしも効率的とはいえないこと
  - ・ 現在の事業者の申請に係る事務負担の大きさに鑑みれば、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化を実現することが望ましいこと
- を踏まえ、物品・役務等の入札参加資格審査申請手続のうち申請の受付については、全国単位の共通システムを整備し、当該システムで行うようにすることを目指すべきであるとされたところである。

## (2) 共通化の効果

### ア. 共通化後の効果の大きさ

#### (ア) 国民の利便性の向上

入札参加資格審査申請手続については、事業者の住所、商号又は名称等の客観的情報を地方公共団体に対して提出するものであり、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることで、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

#### (イ) 行政の効率化

入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が縮減される。

## イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

---

<sup>1</sup> 総務省ホームページ（地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会）[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/chihou\\_chotatsu\\_digital/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_chotatsu_digital/index.html)。

なお、本方針（入札参加資格審査システム）の詳細は、ホームページに掲載している「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書（一物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化一）」（令和7年3月）参照。

全国単位の共通システムを整備し導入することは、

- ・ 地方公共団体の既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等を伴うものであり、また、その改修範囲や内容が地方公共団体ごとに異なること
- ・ 地方公共団体ごとに異なる申請項目・必要書類や申請方法（入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、申請方式等）について必要な範囲で共通化する必要があること

から、各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能等に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。

### 3. 共通化の推進スケジュール

#### (1) 共通化を進める上での課題と対応方策

実務検討会における議論や地方公共団体に対する意見照会の結果、多くの市区町村が、物品・役務等と建設工事等の入札参加資格審査申請を同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで受け付けている状況が判明した。したがって、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。

これを踏まえ、令和7年度は、引き続き実務検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。

また、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題<sup>2</sup>について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。

このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、地方公共団体の意見をよく聞きながら、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。

また、地方公共団体においては、現在、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することを目指して、システム標準化の取組に注力している。

---

<sup>2</sup> その他課題には、事務の共同化・電子申請にすぐには対応できない事業者への対応等が含まれる。

また、事業者のリソースのひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについては、概ね5年以内に移行できるよう、取組が進められているところである。共通システムの整備は、地方公共団体の複数の個別システムの改修を伴うことが想定されるものであり、その具体化に向けたスケジュールについては、地方公共団体の現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況も考慮しながら検討すべきものであることに留意する必要がある。

## (2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					2028年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4
物品・役務等に係る共通申請項目等の検討																					総務省
共通の入札参加資格申請審査システムの整備の方向性に関する検討																					総務省
建設工事等に係る共通申請項目等の検討																					総務省
共通の入札参加資格申請審査システムの実現に向けた課題に関する検討（機能のあり方、整備・運用主体、経費負担等の課題）																					総務省

※2025年度に実施予定の検討の中で、2026年度以降の工程表についても具体化を行う。